

2023年6月27日

各位

会社名 河西工業株式会社
 代表者名 代表取締役社長 社長役員 半谷 勝二
 (コード：7256 東証プライム)
 問合せ先 常務役員 糟谷 充彦
 (TEL：0467-75-1125)

プライム市場の上場維持基準への適合に向けた計画に基づく進捗状況 及びスタンダード市場への選択申請及び適合状況について

当社は、2021年12月24日に「新市場区分の上場維持基準の適合に向けた計画書」を公表し、プライム市場の上場維持基準への適合に向けた取り組みを進めてまいりました。今般、2023年3月31日時点におけるプライム市場の上場維持基準への適合状況を踏まえて、あらためて今後の適合に向けた計画について検討した結果、本日開催の取締役会において、現在のプライム市場からスタンダード市場へ市場区分の変更を選択申請することを決議するとともに、東証に申請いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. プライム市場の上場維持基準への適合状況

当社の2023年3月31日時点におけるプライム市場の上場維持基準への適合状況について、その推移を含め、下表の通りとなっており、「流通株式時価総額」のみ基準を充たしておりません。

		株主数	流通株式数	流通株式 時価総額	流通株式 比率	1日平均売買 代金
当社の 適合状況 及び その推移	21年6月末 時点(移行基準日)	20,099人	229,804単位	97.2億円	58.1%	0.7億円
	23年3月末 時点	17,130人	241,408単位	42.3億円	61.0%	0.3億円
上場維持基準		800人	20,000単位	100億円	35%	0.2億円
当初の計画に記載した 計画期間		—	—	25年3月末	—	—

※当社の適合状況は、東証が基準日時点で把握している当社の株券等の分布状況表をもとに算出を行ったものです。なお、1日平均売買代金については、2022年1月から12月までの平均として東京証券取引所が算出した数値となります。

2. プライム市場の上場維持基準への適合に向けた取組の実施状況及び評価

当社は、プライム市場の上場維持基準の1つである流通株式時価総額を充足するために、「新上場維持基準の適合に向けた計画書」に基づき、経営のスリム化や生産エリア最適化戦略をはじめとした各種施策に取り組み、時価総額の向上に努めてまいりました。しかしながら、2023年3月期において、材料価格や労務費の記録的な高騰、新型コロナウイルスの封じ込めのための上海ロックダウンに伴う自動車メーカーの減産及び不測かつ短期的な生産計画変動等により、業績を下方修正したことから、2023年3月末時点における流通株式時価総額は、移行基準日から大きく減少する結果となりました。

3. スタンダード市場の選択理由

当社は、2021年12月24日にプライム市場を選択申請しており、その適合に向けた取り組みとして、企業価値向上に向けた各種施策を進めてまいりました。しかしながら、2023年4月1日施行の東証の規則改正に伴い、直近のプライム市場の上場維持基準への適合状況を踏まえて、株主をはじめとした当社のステークホルダーの期待に対する選択肢について、慎重に検討を重ねてまいりました。

その結果、プライム市場の上場維持基準の充足とその後の上場を維持する活動に経営資源を投じるよりも、安定して上場を維持できる環境下で、持続的に収益を確保できる経営基盤の強化に最優先で取り組むことが、当社のステークホルダーにとって重要であると判断し、本日の取締役会でスタンダード市場を選択申請することを決議いたしました。

4. スタンダード市場の上場維持基準への適合状況

当社は、2025年3月末を目標に、プライム市場の上場維持基準への適合を目指しておりましたが、この度の決議に伴い、本日スタンダード市場を選択申請いたしました。

なお、2023年3月時点におけるスタンダード市場の上場維持基準への適合状況は下表のとおりで、スタンダード市場の全ての上場維持基準に適合しております。

	株主数	流通株式数	流通株式 時価総額	流通株式 比率	月平均 売買高	純資産の額
23年3月末 時点	17,130人	241,408単位	42.3億円	61.0%	29,588単位	213.1億円
スタンダード市場 の上場維持基準	400人	2,000単位	10億円	25%	10単位	正

※当社の適合状況は、東証が基準日時点で把握している当社の株券等の分布状況表をもとに算出を行ったものです。なお、月平均売買代金については、2022年1月～12月の売買高合計を、12（カ月）で除して月平均として算出しております。

当社は、スタンダード市場への上場の選択申請時点で、同市場全ての上場維持基準に適合している状況にあることから、今後、上場維持基準の各項目の判定基準日時点において、同市場の上場維持基準の何れかに適合しない状況とならない限り、「スタンダード市場の上場維持基準への適合に向けた計画」の開示はなされません。当社は、スタンダード市場への移行後も、引き続き、プライム市場の上場維持基準の適合のための計画としておりました企業価値向上に資する施策を推進することにより、流通株式時価総額の向上を図ってまいります。

5. スタンダード市場への移行予定日

2023年10月20日

以上